

1 条例の改正について

日光市まちづくり基本条例の第28条には、その時々¹の社会情勢に応じて制度の改善が必要な場合は、条例の改正を含めて必要な措置を講じることが定められています。

市民会議では、様々な議論を重ね、近年クローズアップされている、「関係人口」、「民間活力の活用推進」、「互助」、「日光プライド」、「感染症対策の視点」については、条例改正の必要はないとの結論に至りました。

民法改正による令和4年4月1日からの成年年齢の引き下げに伴う条例の改正については、「18歳、19歳の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促す」という民法改正の趣旨から、第4条（市民の権利）にある「年齢満20未満の青少年」を「年齢満18未満の青少年」に改正することを提案します。

○第4条（市民の権利）

現 行	改 正 案
(市民の権利) 第4条 略 2 市民のうち、年齢満 <u>20</u> 歳未満の青少年は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有する。 3・4 略	(市民の権利) 第4条 略 2 市民のうち、年齢満 <u>18</u> 歳未満の青少年は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有する。 3・4 略

2 解説の変更について

市民会議では、条例改正の必要性のほか、解説の変更の必要性について議論を行いました。その中で、次の3つの条文の解説について変更することを提案します。

なお、そのほかの条文の解説については、変更の必要はないとの結論に至りました。

○第4条（市民の権利）

条文を「年齢満20未満の青少年」から「年齢満18未満の青少年」に改正する提案に伴い、解説についても18歳に変更することを提案します。

【解説】

現 行	変 更 案
1段落目 略 「参画する権利」と「情報を知る権利」を有するとしていますが、特に将来の日光市を支える若者のために、 <u>20</u> 歳未満の青少年がまちづくりに参画する権利を別に定めました。 3段落目 略	1段落目 略 「参画する権利」と「情報を知る権利」を有するとしていますが、特に将来の日光市を支える若者のために、 <u>18</u> 歳未満の青少年がまちづくりに参画する権利を別に定めました。 3段落目 略

○第23条（危機管理）

感染症対策の視点について検討を行い、現在の解説は東日本大震災に焦点があてられた内容となっていますが、今般の新型コロナウイルスのような感染症の流行や今後の自然災害の発生の可能性を踏まえ、解説の内容が特定のにならないよう、次のとおり提案します。

【解説】

現 行	変 更 案
1段落目 略 <u>平成23年3月11日に発生し、原子力発電所事故を伴って未曾有の大災害となった東日本大震災については、日光市への影響は限定的ではありましたが、電力不足、放射能問題、風評被害など二次的被害への対応が課題となりました。</u> 従来は想定していなかった規模の大災害_____が現実のものとなっ	1段落目 略 _____ _____ _____ _____ 従来は想定していなかった規模の大災害や <u>感染症の流行等</u> が現実のものとなっ

<p>たことにより、浮き彫りとなった危機的な状況への備えの重要性を踏まえ、市民の安全・安心を基本としたまちづくりをこれまで以上に推進する必要があります。</p> <p>4段落目 略</p>	<p>たことにより、浮き彫りとなった危機的な状況への備えの重要性を踏まえ、市民の安全・安心を基本としたまちづくりをこれまで以上に推進する必要があります。</p> <p>4段落目 略</p>
--	--

○第25条（広域連携）

民間活力の活用推進の視点について議論を行い、民間企業との連携は、財政状況が厳しい日光市において、今後の施策展開に不可欠であることから、「民間企業」と具体的に明記することを提案します。

【解説】

現 行	変 更 案
<p>1段落目 略</p> <p>また、ここには姉妹都市や各種協定を締結している自治体_____等との連携も含んでいます。</p>	<p>1段落目 略</p> <p>また、ここには姉妹都市や各種協定を締結している自治体、<u>民間企業</u>等との連携も含んでいます。</p>